

# 特定非営利活動法人日本聴覚障がい者ラグビーフットボール連盟定款

## 第1章 総則

(名称)

### 第1条

この法人は、特定非営利活動法人日本聴覚障がい者ラグビーフットボール連盟という。  
また、英文名称は、JAPAN DEAF RUGBY FOOTBALL UNION といい、略式を J. D. R. F. U とする。

(事務所)

### 第2条

この法人は、主たる事務所を東京都港区西麻布二丁目24番地17号に置く。

(目的)

### 第3条

この法人は、日本国内の聴覚障がい者及びその関係者がラグビー競技（以下「本競技」とする）に親しみ、競技力向上と同競技の振興と普及を図り、  
もって聴覚障がい者とその関係者における生活の質の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

### 第4条

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

### 第5条

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 競技力向上に向けて、強化合宿、交流会等の定期的開催事業
- (2) ろう学校や聞こえない子供たちのフリースクール等での講演会や体験の開催による教育事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 製作したオリジナルグッズの販売事業

(2) ビラ配布や、ホームページ掲載やメールマガジン等の発信等、広報事業

- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 総則

(種別)

### 第6条

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

### 第7条

会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長に申し込み、所定の会費を納めるものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

### 第8条

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

### 第9条

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第 10 条

会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に届け出なければならない。

(除 名)

第 11 条

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第 12 条

退会し、または除名された会員がすでに納入した会費は、返還しない。

### 第 3 章 役 員

(種別及び定数)

第 13 条

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 7 人以内
  - (2) 監事 1 人以上 2 人以内
- 2 理事のうち 1 人を理事長とし、1 人以上 2 人以内を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 3 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない

(職 務)

第 15 条

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 16 条

役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

(欠員補充)

第 17 条

理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条

役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に  
弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

#### 第19条

- 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第4章 会 議

(種 別)

#### 第20条

- この法人の会議は、総会及び理事会、専門委員会の3種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

#### 第21条

総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

#### 第22条

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。  
第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属

- (12) 専門委員会の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

#### 第 23 条

通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

#### 第 24 条

総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 21 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

#### 第 25 条

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

#### 第 26 条

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

#### 第 27 条

総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

#### 第 28 条

各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

#### 第 29 条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

#### 第 30 条

理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

#### 第 31 条

理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 35 条

理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 36 条

各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。



(理事会の議事録)

#### 第 37 条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数  
(書面表決者、委任状提出者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

(専門委員会)

#### 第 38 条

総会の許可を経て各種専門委員会を設けることができる。

- 2 各種専門委員長は理事の中から選び、総会で決定し理事長がこれを委嘱する。
- 3 各種専門委員会は、委員長の他、副委員長及び若干の委員を置くことができる。
- 4 学識経験者を専門委員として委嘱する場合は、正会員に限らない。  
但し、各委員の 3 分の 1 を超えることはできない。
- 5 専門委員は、会員、非会員を問わず、各委員長の推薦に基づいて理事長が委嘱する。
- 6 各種専門委員会は、この法人の運営、事業等に関し、専門的な識見に基づく助言をすることができる。  
ただし、この法人の業務執行に関する権限を有するものではない。
- 7 各種専門委員会は、各専門事項に関する会務を処理する。
- 8 各委員長の任期は、役員の任期に準ずるものとする。

(専門委員会の組織と任務)

#### 第 39 条

専門委員会は、以下の機関を設けることができる。

##### □総務委員会（運営スタッフ委員会）

この法人の運営、議事録の整理保管、会員の登録等を行う。

また委員会予算、決算その他財務等に関する業務など「事務局」として機能しなければならない。またその他の委員会に当てはまらない内容のすべてについて行う。

□強化委員会

競技力強化に関する計画と指導等を行う。安全対策を考慮の上指導全般を受け持つ。  
競技技術の調査研究を行う。メディカルサポートとして 評価・計画・実施する。

□普及委員会

この法人の社会的認識と競技人口増加に向けての計画立案及び、事業開催を行う。  
この法人に関わるグッズ作成、販売、在庫管理なども行う。  
また、この法人の活動においてコミュニケーションに関わる面を統括する。手話・  
要約筆記・口話を含め、聴覚障害者に対するコミュニケーションにおいて配慮すべきことを、  
団体内部、外部を問わず、広く啓発に努める。

□広報委員会

この法人に関わる報道、取材に関わる全ての業務を統括し、当連盟の一切の  
広報活動を行う。

□国際委員会

この法人に関わる国際に関する全ての業務を統括し、国際計画立案や、国際会議・  
交渉等を行う。

## 第5章 資 産

(資産の構成)

### 第40条

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

### 第41条

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する  
資産の2種とする。

(資産の管理)

第 42 条

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会 計

(会計の原則)

第 43 条

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 44 条

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の 2 種とする。

(事業年度)

第 45 条

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 46 条

この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 47 条

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 48 条

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

#### 第 49 条

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

#### 第 50 条

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

#### 第 51 条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

#### 第 52 条

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

#### 第 53 条

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

#### 第 54 条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

#### 第 55 条

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

### 第 9 章 事務局

(事務局の設置)

#### 第 56 条

この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、総務委員会（運営スタッフ委員会）から事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

#### 第 57 条

事務局長及び職員の任免は、理事長、総務委員長が行う。

(組織及び運営)

#### 第 58 条

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総務委員会に信任とし、理事長が別に定める。

## 第10章 雑 則

(細 則)

### 第59条

この定款の施行について必要な細則は、総会、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

|      |    |    |
|------|----|----|
| 理事長  | 日野 | 敦博 |
| 副理事長 | 落合 | 孝幸 |
| 理 事  | 矢部 | 均  |
| 理 事  | 柴谷 | 晋  |
| 理 事  | 原重 | 秀則 |
| 監 事  | 長田 | 耕治 |

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成29年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の会費は、第8条の規定において、次に掲げる額とする。

(1)入会金 無し

(2)年会費 正会員(個人) 3,000円 賛助会員(個人・団体) 1口1,000円(1口以上)

### 附 則

この定款は、令和6年5月18日から施行する。